



こどものそら ニュースレター

No. 1

こども性暴力防止法 だより

2026年10月1日（木）発行

9月29日、国（こども家庭庁）から新しいお知らせが3つ 出ました。

どれも「あわてて何かを変える」ものではありません。でも、採用のしかたと、戸籍のとり方には、知っておくと安心なことが書かれています。この号では、その3つを やさしく お伝えします。

1 Q&A（国の「よくある質問」）に、新しい質問が5つ ふえました 9月29日 改訂

国は、園からの質問に答える「Q&A」を4月に出し、9月18日と9月29日の2回 直しました。今回新しく入った質問は、ざっくり言うと この2つのテーマです。

・お休み中の職員は、いつ 前科のたしかめ（犯罪事実確認）をするの？

今働いている人は、2027年4月～2029年12月の間に、園ごとに決められた月に申請します。その月に産休・育休・病気などでお休みしている人はどうするのか、という質問です（応用編 6-6-2）。

・人材紹介会社や求人サイトを使って採用するとき、「前科がない」という誓約書はどうあつかうの？

紹介会社が誓約書を集めてよいか、ほかの園にも見せてよいか、求人サイトに「前科がないことが条件」と書いてよいか、という質問です（応用編 7-5～7-8）。

答えの中身は、いま こどものそら舎で 国の原文を読んで確かめています。次の号で お伝えします。

2 戸籍のとり方について、国が 市区町村に お知らせを出しました 9月29日 通知

前科のたしかめをするとき、職員は 自分の「生まれてから今までの戸籍」をとって出します。そのために 国が 全国の市区町村の窓口に「こういう人が来ますよ」と知らせました。園や職員がすることは、これまでと変わりません。

- ・マイナンバーカードが **ある人**：パソコンやスマホでとれます。
- ・新しく入る人：働きはじめる前に。
- ・マイナンバーカードが **ない人**：市区町村の窓口か郵送でとります。
- ・今働いている人：2027年4月～2029年12月に分けて。
- ・古い形の戸籍（改製不適合戸籍）の人：窓口でとります。
- ・そのあとは5年ごと。変わった戸籍だけ出します。

手数料のことは、この通知には 書かれていませんでした。



3 「働くきまり」との関係で、あらためて確認しておきたいこと

9月29日 資料追加

国のページに、「前科が分かったときなどに、園がどう動けば働くきまり（労働法）にも合うか」を整理した資料が加わりました。新しい決まりができたわけではありません。園の毎日に関係が深いところを、4つにしばってお伝えします。

- 採用のときに、前科がないことを書面でたしかめておく。

募集要項・誓約書・内定通知書に書いておかないと、あとで前科が分かっても内定取消しや処分ができないことがあります。

- 就業規則にきちんと書いておく。

「大事な経歴のうそ」「こどもへの性暴力」「不適切な行為」を懲戒の理由として入れ、職員に知らせておくことが必要です。

- 知らせがあったら、まずこどもからはなす。処分は事実をたしかめてから。

こどもや保護者から知らせがあったときは、その人をこどもと会わない仕事にする・自宅で待ってもらう、が先です。事実が分かる前に決めつけて処分してはいけません。

- 自宅で待ってもらう間のお給料は、原則はらう。

やめてもらう前に、こどもと会わない仕事への配置がえを先に考えます。

4 園でいまできること（チェックリスト）

- | | |
|--|---|
| ☐ 募集要項と誓約書に「特定性犯罪の前科がないこと」が書いてあるか見る | ☐ マイナンバーカードがない職員が何人いるか数えておく |
| ☐ 就業規則の懲戒のところに「経歴のうそ」「こどもへの性暴力」「不適切な行為」があるか見る | ☐ 産休・育休・休職中の職員の名前をメモしておく（Q&A 6-6-2 の答えが分かったらお知らせします） |
| ☐ 職員に「戸籍を出してもらうこと」を早めに伝える | ☐ 分からないことはこどものそら舎へ気がるに聞く |



5 これからの予定

2026年10月

今ここ。採用の書類と就業規則の見直し

11月ごろ

全職員の研修（働きはじめる前に受ける決まり）

2026年12月25日

法律がはじまる日

2027年4月～

今いる職員の 前科のたしかめが順番にスタート

ことばの小さな辞典

こども性暴力防止法 園や学校で働く人が、こどもに性暴力をしないように、国が決めた法律。2026年12月25日から はじまります。

犯罪事実確認 「特定の性犯罪で 罰を受けたことがないか」を、国のしくみ（こまもろうシステム）で たしかめること。この号では「前科のたしかめ」と書いています。

Q&A 国が出している「よくある質問と答え」。園から多く寄せられた質問に 国が 答えています。

この号のもとになった国の資料：こ支性第127号（Q&A改訂（2回目））、こ支性第128号（戸籍関係事務について）、「こども性暴力防止法に基づく防止措置と労働法制等を踏まえた留意点」。いずれも こども家庭庁「こども性暴力防止法」ページに 2026年9月29日に 掲載されたものです。